

## 広島県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十六日

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市下蒲刈町下島字三津祢一〇七九八の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県知事 横田美香